

## 第9回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成16年5月19日（水） 午後3時00分から

会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

### 1 開 会

### 2 議 題

#### 協議事項

協議総文第28号 特別職の身分の取扱いについて (資料1)

協議総文第29号 事務組織及び機構の取扱いについて (資料2)

協議総文第30号 窓口業務について (資料3)

### 3 その他

総務文教小委員会の日程について

### 4 閉 会

## 特別職の身分の取扱いについて（協定項目第11号）

特別職の身分の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	特別職の身分の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成16年 5月19日
確認	平成 年 月 日

## 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第13号）

事務組織及び機構の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<p>(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。</p> <p>(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。</p> <p>①尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。</p> <p>②木曽川庁舎には、教育部門を配置する。</p> <p>③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。</p> <p>(3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成16年 5月19日
確認	平成 年 月 日

## 窓口業務について（協定項目第23-8号）

窓口業務に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	窓口業務
調整方針	<p>窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時までに調整に努めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 4月28日
協議	平成16年 5月19日
確認	平成 年 月 日